

(写)

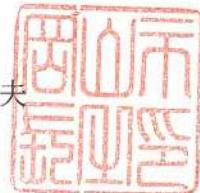
岡環保第3656号

令和5年11月6日

岡山市環境総合審議会

会長 藤原健史様

岡山市長 大森雅夫



「岡山市環境保全条例の改正」及び「岡山市環境基本計画の策定」について（諮問）

岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）第52条の2第1号、第52条の3第1号及び同条第2号の規定に基づき、標記のことについて、貴会のご意見を伺います。

岡山市環境保全条例の改正方針について

1 条例改正の趣旨

本市は、昭和 41 年に「岡山市公害防止条例」を制定、昭和 48 年に全面改正し、国、県等の各種公害規制に関する規定を踏まえ、地域生活に直結するレベルの行政を担う市の立場から、きめの細かい環境保全行政を進めてきました。

その後、日常生活や事業活動を原因とした地球規模の環境問題がクローズアップされたことから、環境にやさしいまちづくりの実現を目指して、平成 12 年に従来の岡山市公害防止条例を発展させ、新たに「岡山市環境保全条例」を制定しました。

制定以降、本条例については、平成 16 年に「生物多様性保全」と「緑の保全及び育成」に関する規定の追加、また、公害規制に関する罰則の改正を行いましたが、理念や基本的施策に相当する規定についての改正は行われていませんでした。

この間、近年では、令和 2 年 10 月の菅総理大臣（当時）による「2050 年カーボンニュートラル宣言」や 令和 3 年 7 月の G7 サミットにおける「30by30 目標」への合意など、環境政策の転換・強化が行われ、更には、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題も発生している状況です。

本市は、平成 30 年 6 月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGs の視点を踏まえ、新たな課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要になっています。

そこで、これまでの取組に加え、SDGs の視点を踏まえつつ、国内外の社会的変化を的確に捉え、時代に即した内容となるような条例への改正をめざします。

また、本条例に基づき策定する次期岡山市環境基本計画（計画期間：令和 8 年～）においても、時代に即した内容とすることは必須の課題であり、まずは市民の皆さんにとって分かりやすい条例となるように改正を行い、これを踏まえた計画策定を進めます。

2 条例の概要 ➔別添資料 01

本条例は、先人達が築きあげてきた豊かな地域環境を守り育てていくことが、地球環境の保全につながるとの認識のもと、環境の保全に関する施策の基本となる事項並びに公害の防止等を図るために必要な事項を定め、この施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として制定しました。

3 改正の必要性

(1) 新たな環境問題への対応 →別添資料 02、03、04、05、06

1 でも述べたとおり、近年、環境行政を取り巻く時代潮流の変化は早く、特に、G7 広島首脳コミュニケ（令和5年5月）において「3つの危機」と言われる気候変動、生物多様性の損失、環境汚染などが重要な課題になっており、これらへの対応として市が取り組む施策の実効性を確保する必要があります。

(2) 特定建築物制度の廃止

ア 制度の趣旨 →別添資料 07

本条例を含め国・県等の各種法令による公害規制の仕組みは、各種法令に該当する施設等を有する工場・事業場等に対し、規制基準の遵守を求めることにより、その地域の生活環境の保全を図ることとしています。

本条例の「特定建築物制度」（第40条）は、環境に影響を及ぼすおそれのある建築物を設置しようとする者に対し、その旨を事前に届出させることにより、市が、各種関係法令に基づく規制の対象となるべき建築物等を把握すると同時に、当該届出のあった事項について審査を行い、必要な場合には、公害防止措置に関する計画の変更を勧告し、種々の公害の事前防止を図るものです。

イ 制度の現状 →別添資料 08

近年は市民の環境意識が大きく高まり、企業も環境保全への取組が求められています。

これに伴い、企業のコンプライアンス意識も向上していることから、特定建築物の届出を契機とした公害関係の指導の機会は必要なくなっており、同制度は一定の役割を終えたと考えます。

(3) 「環境基本条例」相当規定の独立

「環境基本条例」とは、環境面におけるまちづくりの方針と基本的なルールを定める条例であり、他の条例や施策の指針となるものです。その内容は、国の環境基本法にない、条例の目的、定義、各主体の責務規定、環境基本計画の策定の位置付け、基本的施策の提示、環境審議会の設置などが定められるのが一般的です。

ア 現状

本条例には、環境保全と創造に係る基本理念や施策の基本となる事項（以下「相

当規定」。本条例の2、4章等が該当。)と、公害防止に係る具体的な事業場等の規制(本条例の3章が該当)が混在しています。前者は「環境基本条例」として、別個に制定するのが通例であり、その下に規制等を具体的に規定した「実施条例」を設けた2段階の構造とすることで、市の条例体系上の位置づけを明確にすることができます。

なお、本市以外の政令市は全て「環境基本条例」に相当する条例を制定しています。

イ 課題

相当規定は、下水や廃棄物処理施設の整備、公園や緑地の整備に関する規定が含まれるなど、範囲が広く、3章とは目的・責務などは自ずと異なるため、同一条例で明文化することが困難です。

上記ア、イを踏まえ、本条例から相当規定を独立させ、新たな条例を制定します。

次年度からは、同条例に基づき策定する「次期岡山市環境基本計画」の策定作業を本格化させる予定であり、新条例制定により、多くの市民やステークホルダーを巻き込んだ議論促進の機運を高めるPR効果も期待しています。

(4) その他の対応（文言修正等）

上記改正に合わせ、必要な文言の修正や条文補完等を行います。

4 改正の内容（ご審議いただきたい内容）

(1) 新たな環境問題への対応

ア 前文 →別添資料09

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の由来や背景、目的などを強調して述べた文章です。現行の前文は条例制定当時の背景を踏まえたものであるため、時代の潮流を盛り込んだ内容に改正します。

なお、前文に盛り込む内容は、本条例や他自治体の条例を参考に、以下の内容を基本とし、条例がめざす理想を分かりやすく表現します。

- (ア) まちの特徴、歴史、文化や地理的要素
- (イ) これまでの自治の取り組み
- (ウ) これからまちのあるべき姿
- (エ) あるべき姿に到達するために必要な事項

(オ) 条例制定の意義や決意

イ 第7条 →別添資料10

施策の策定等に係る指針を規定した第7条の事項を棚卸ししたうえで、新たな環境課題に対応する施策を追加します。

(2) 特定建築物制度の廃止

当該制度を規定した第40条を削除します。

(3) 「環境基本条例」相当規定の独立 →別添資料11

ア 独立のイメージ

本条例のうち相当規定に当たる「前文」、「第2章」及び「第4章」の全て、並びに「第3章」の一部を分離し、新条例へ移行します。また新条例の「第1章」は、本条例の内容をベースに、必要な文言整理等を施したうえで形成します。

イ 新条例の名称

「(仮称) 岡山市環境基本条例」とし、詳細については今後検討します。

(4) その他の対応（文言修正等）

(※次回審議会に提示します。)

5 今後のスケジュール案 →別添資料12

令和6年度中の答申、決裁をめざして作業を進めます。

岡山市環境保全条例の改定について



01 | 条例の概要

○ 岡山市環境保全条例（平成12年3月22日 市条例第46号）

改正 平成13年3月22日市条例第15号
平成16年3月24日市条例第17号
平成17年3月17日市条例第80号
平成23年3月16日市条例第29号

施策の基本となる事項 → 「環境基本条例」相当規定

前文

第1章 総則（第1条－第6条） ……………… 目的、定義、基本理念、関係者の責務

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）

…環境基本計画の策定、環境影響評価、財政上の措置

第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条）

…環境教育、年次報告、苦情処理、環境保全協定ほか

第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条）

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全（第27条・第28条） ……………… 国際協力の推進ほか

第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20） ……………… 生物多様性保全施策の推進、貴重野生生物種の指定ほか

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19） ……………… 緑の基本計画、緑化協定、保存樹等の指定ほか

第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条） ……………… アイドリングストップ、合併処理浄化槽の設置ほか

第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条） ……………… 規制基準の遵守、特定建築物制度、事故時の措置ほか

第4章 環境の保全に関する審議会 ……………… 環境総合審議会等の設置ほか

第5章 雜則（第53条－第57条） ……………… 報告、立入検査、公害監視員

第6章 罰則（第58条－第68条）

公害等に係る具体的な手続きや規制

附則

02

新たな環境問題への対応（気候変動）

気候変動

現行政策やNDC（国が決定する貢献）が強化されない限り、2050年時点でのエミッションギャップは大きく増加すると示唆されている。気候変動への対応は、この10年が決定的に重要であると言われており、この「勝負の10年」において「何を実現すべきか」から「どう実現すべきか」に速やかにフェーズを移し、迅速かつ積極的に取り組む必要がある。

日本のNDC

2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向か、挑戦を続けていく。

令和3年10月22日 地球温暖化対策推進本部決定

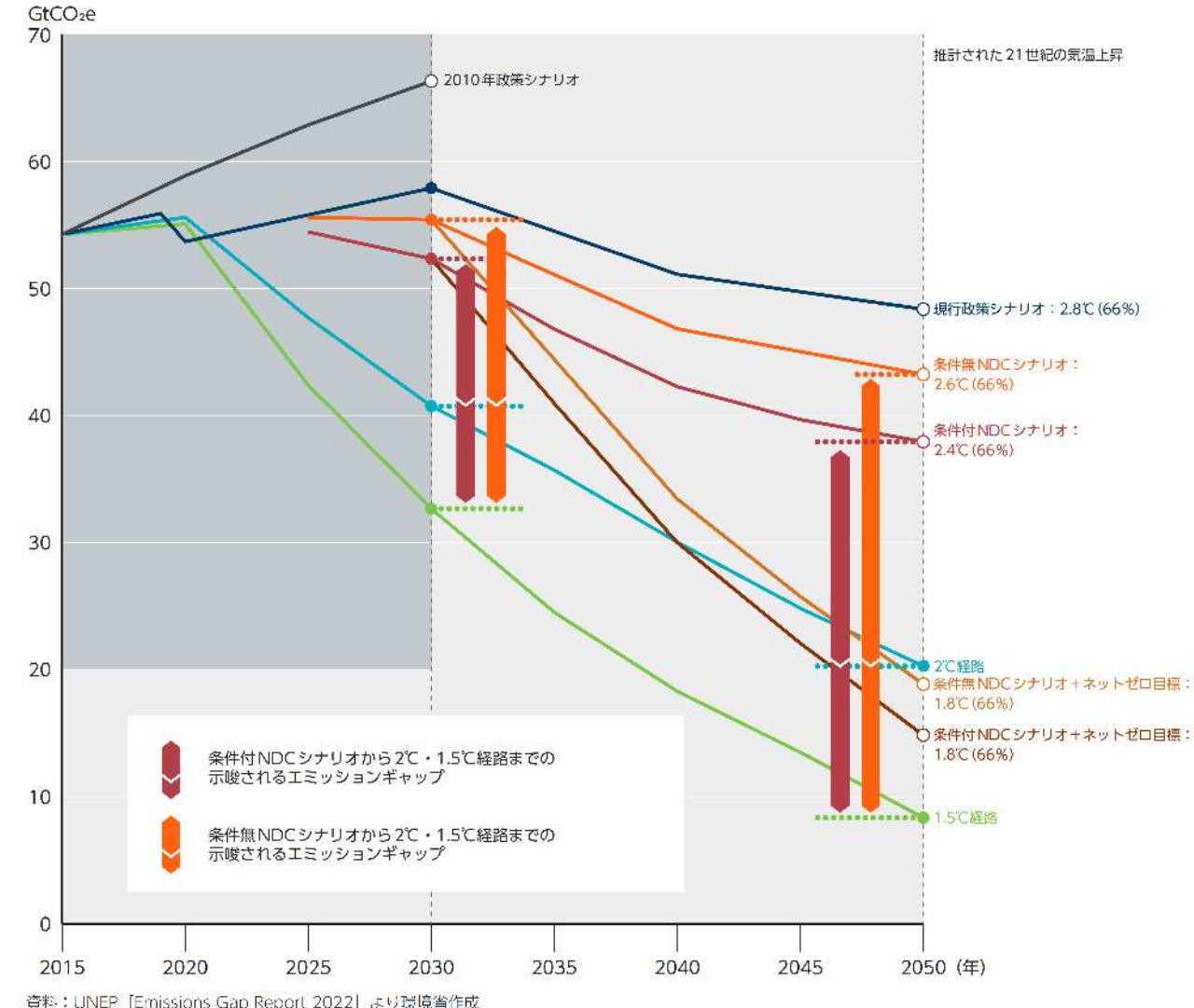


図 シナリオごとの2050年までのGHG排出量推計と排出ギャップ、今世紀の気温上昇予測（中央値のみ）

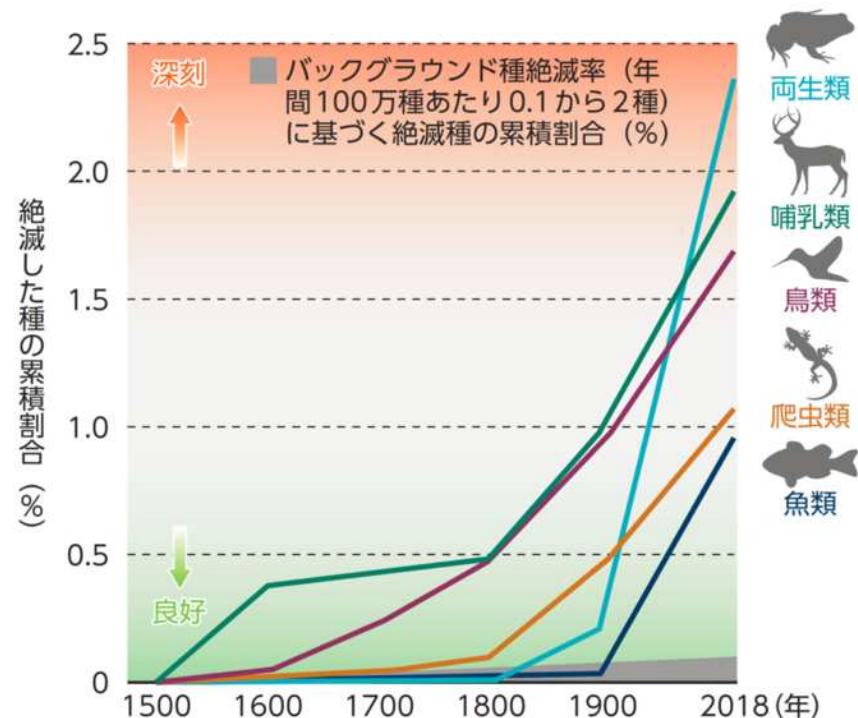
注：図は令和5年版環境白書（環境省）から、文は総合政策部会（第107回）資料（環境省）から引用

03

新たな環境問題への対応（生物多様性の損失）

生物多様性

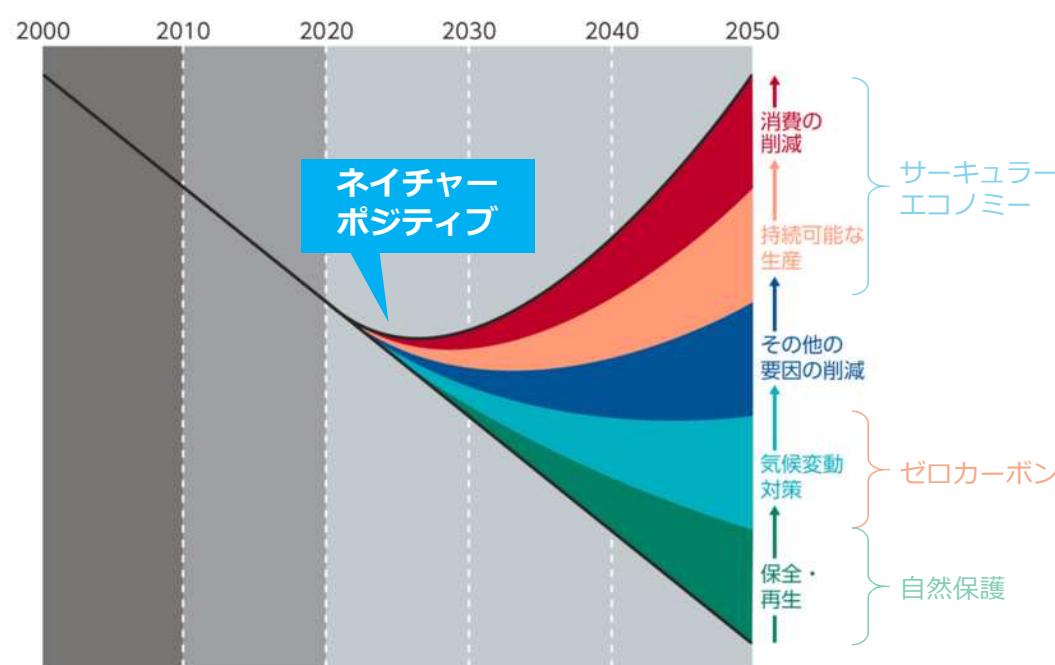
我が国の生物多様性は、過去50年間、損失し続けている。生物多様性の損失に対する直接要因のうち、自然に対する働きかけの縮小による危機は、過去50年間に於いて森林生態系や農地生態系で大きく、長期的に増大する方向で推移していると指摘。



注：1500 年以降の脊椎動物の絶滅種の割合。爬虫類と魚類の割合は全種評価に基づくものではない。

資料：IPBES の地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成

図 1500年以降の絶滅



資料：地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)

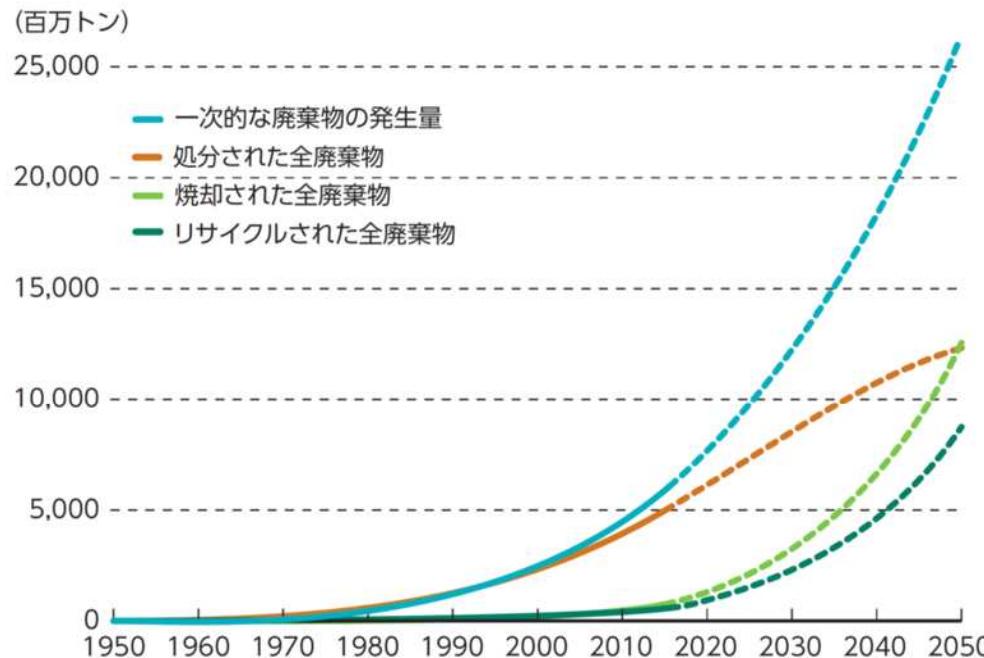
図 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

04

新たな環境問題への対応（環境汚染）

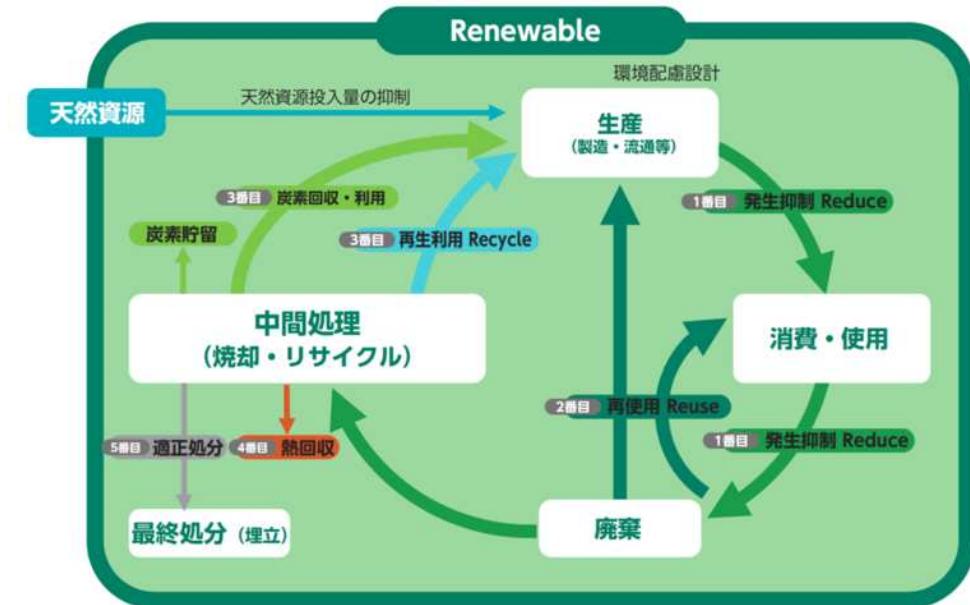
汚染・循環経済

我が国の廃棄物に関する法整備は進むが、世界ではプラスチックをはじめ廃棄物が増加している。一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」が潮流に。



資料 : Geyer, R., Jambeck, J. R., & Law, K. L. (2017). Production, use, and fate of all plastics ever made. *Science advances*, 3(7), e1700782.

図 プラスチック廃棄物発生量の推計



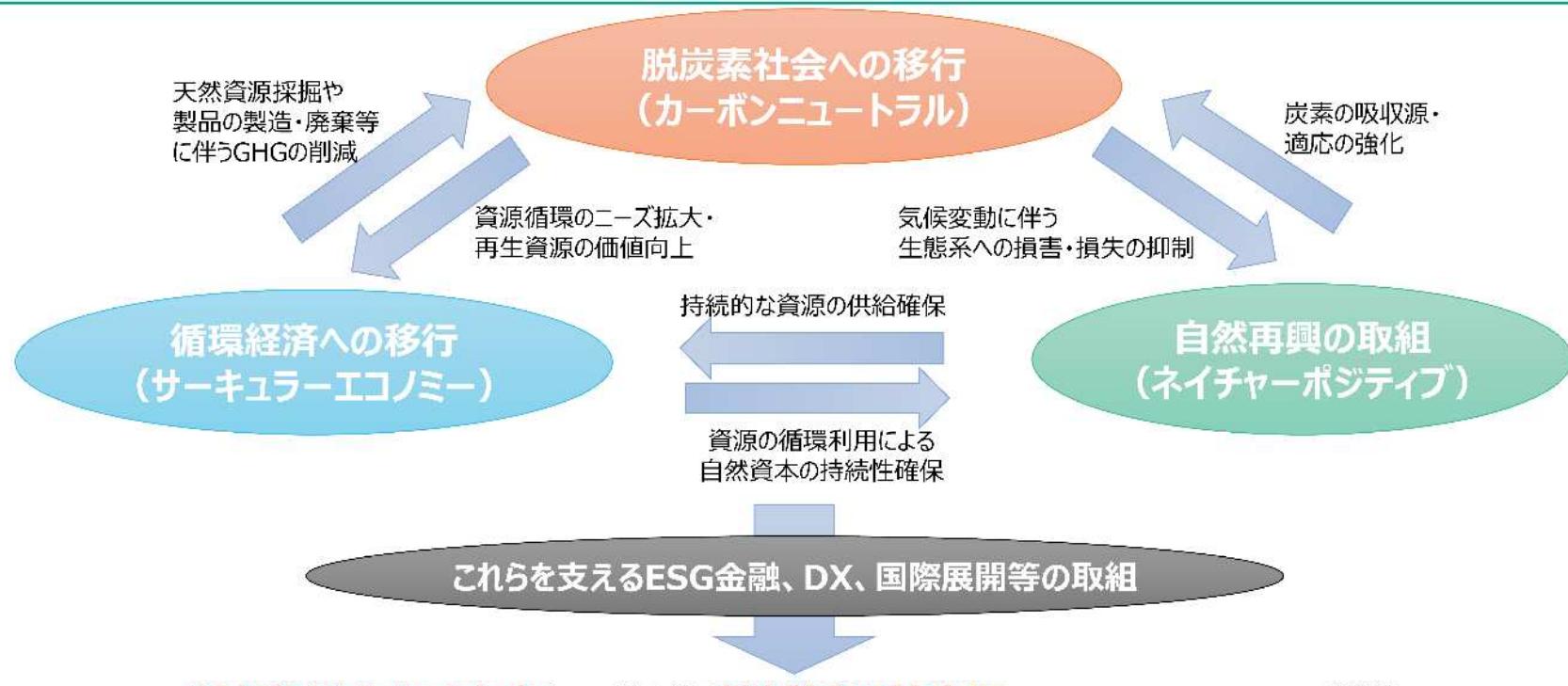
資料：環境省

図 3R + Renewableのイメージ

05

新たな環境問題への対応（統合的取組）

- 脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係しており、それぞれの取組間でトレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進することにより、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要。
- その際、利用可能な最良の科学に基づき、データも活用しながら政策の立案・実施に取り組むことが重要。
- 実際の取組については、地域が主体となって、炭素中立に向け自然資本を生かし、相互に支え合う自立・分散型の循環を実現し、我が国発のモデルとして世界にも発信し、希望や活力ある未来につなげることが重要。



06

新たな環境問題への対応（本市の動き）

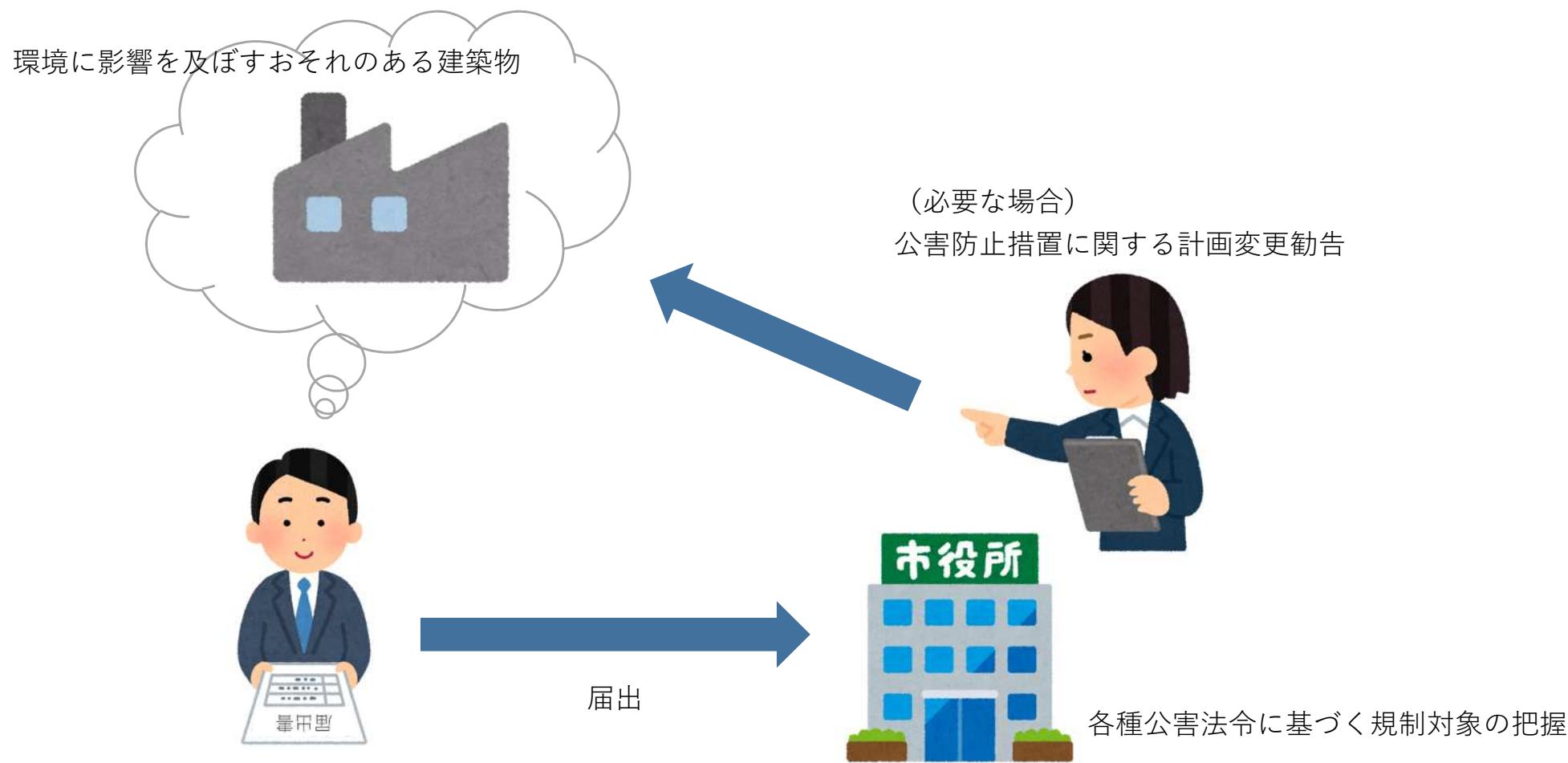
- 平成28. 岡山ESDプロジェクトが「ユネスコ／日本ESD賞」受賞
 「岡山市生活排水対策推進計画（第二期）」策定
「岡山市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」策定
「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂）」策定
「岡山市生物多様性地域戦略」策定
「第2次岡山市環境基本計画（含地球温暖化対策実行計画）」策定
30. 岡山市が「SDGs未来都市」に選定
 岡山市が「ユネスコ学習都市賞」受賞
「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」策定
- 令和元. 「岡山市環境影響評価条例」施行
02. ESD推進課が「SDG s・ESD推進課」に名称変更
「世界首長誓約／日本」に署名
「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を岡山連携中枢都市圏市町と発表
「第2次岡山市環境基本計画」「岡山市地球温暖化対策実行計画」改訂
03. 「再エネ100宣言Re Action」への参加及びアンバサダーへ就任
「生物多様性保全の推進に関する連携協定」を岡山県環境保全事業団と締結
「岡山市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」改定
「岡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」改定
「岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定
05. 環境局ゼロカーボン推進課を新設
脱炭素ロードマップ策定
06. プラスチック資源の分別回収開始

カーボンニュートラル関連ネイチャーポジティブ関連サーキュラーエコノミー関連

07 | 特定建築物制度の趣旨

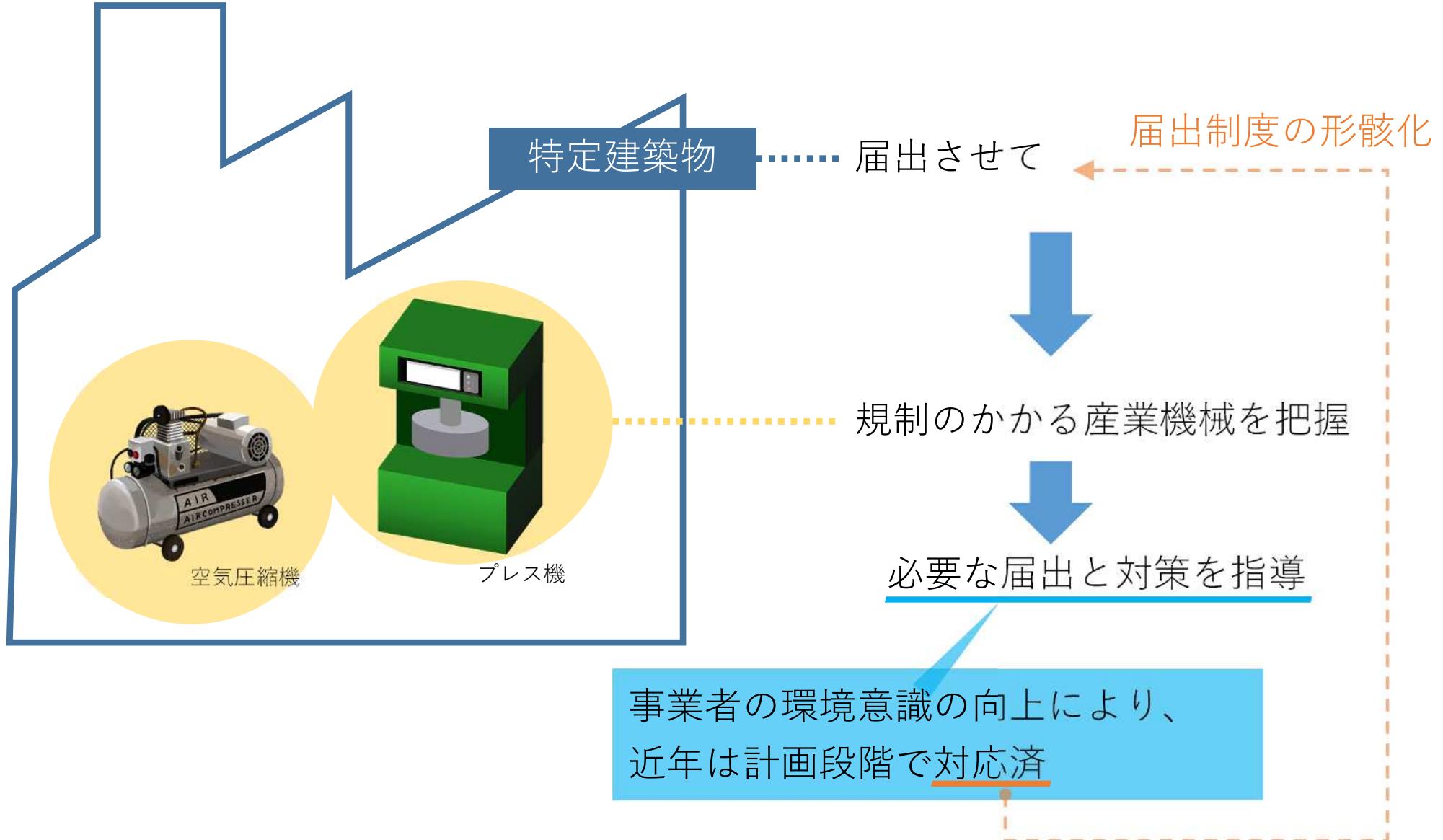
公害の事前防止

公害が重大な社会問題になっていた昭和40年代に、当該制度が本条例に盛り込まれ、当時は一定の役割を果たす。この制度は、対象建築物の計画を事前に届出させ、必要な公害防止指導を行うもの。



08

特定建築物制度の廃止（背景）



09

改正の内容（前文）－新たな環境問題への対応

現行条文	改正のポイント
前文	<p>○古い表現の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 「20世紀に入り」や「新しい千年紀を迎える」など、条例制定当時の時代を表す文言は削除する
まちの特徴	<p>岡山市は、古くから、瀬戸内沿岸のおだやかな気候と豊かな自然によって形成される固有の風土のもと、ゆるやかに自然と融合した新田や塩田開発技術、そして多彩な芸術文化・教育などを育んできた。</p>
あるべき姿	<p>しかし、20世紀に入り、世界的規模で定着した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が与える環境への負荷が過大となり、本市においても地域の生活環境が悪化するとともに、その蓄積が、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを脅かしはじめてきている。</p>
必要な事項	<p>すべての市民は、良好な環境のもとに、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている。</p>
新しい千年紀を迎える	<p>私たちは、これまでに、先人達が築きあげてきた豊かな遺産が、それぞれの地域の良好な環境によって支えられてきたものであることを深く自覚するとともに、その地域の環境を守り育てていくことが、地球環境の保全につながることを理解し、身近なところから環境への負荷の小さいまちづくりに取り組む必要がある。</p>
制定の意義	<p>このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び行政のすべての人々の参加により、都市の構造や活動を環境保全型へと変え、自然と共生し、環境負荷が小さい、持続発展が可能な都市を実現することを目指し、この条例を制定する。</p>
	<p>○時代の潮流を踏まえた修正</p>
	<ul style="list-style-type: none"> “炭素中立（カーボンゼロ）”“循環経済（サーキュラーエコノミー）”“自然再興（ネイチャーポジティブ）”など国際的潮流の内容を踏まえて全面的な書き換えを行う
	<p>※書き換えに当たっては、次の類型を踏まえる</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) まちの特徴、歴史、文化や地理的要素 (イ) これまでの自治の取り組み (ウ) これからまちのあるべき姿 (エ) あるべき姿に到達するために必要な事項 (オ) 条例制定の意義や決意

10

改正の内容（第7条）－新たな環境問題への対応

現行条文	改正のポイント
<p>第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。</p> <p>生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> →(1) 産業活動による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等により、効果的な公害防止対策を推進すること。 (2) 自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）による大気汚染、騒音及び振動の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理等により、都市・生活型公害対策を推進すること。 自然環境 →(3) 貴重な野生生物の生息環境の保全及び保護活動の推進により、生物の多様性の確保を図ること。 (4) 生態系の基盤となる森林、農地、水辺等の保全及び市街地内の身近な自然の保全、育成等により、人と自然が健全に共生するための自然環境の保全対策を推進すること。 快適環境 →(5) 海、河川、ため池等の多様な水辺及び豊かな緑を生かして、都市施設を整備し、魅力ある都市景観を創出すること。 (6) 伝統的な町並み景観の保全、歴史的・文化的遺産の保全等を図り、及び岡山の独自性を生かし、地域の特性に応じた快適な環境づくりを推進すること。 循環型社会 →(7) 資源の循環的利用、エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生の抑制等により、資源循環型まちづくりを推進すること。 脱炭素 →(8) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護並びに環境保全に関する国際協力を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。 	<p>○古い表現の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“大気汚染” →削除 ※近年では自動車排出ガスによる環境基準超過なし ・“オゾン層の保護” →削除 ※オゾン層は回復軌道に乗っているとの報告あり <p>○環境課題の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協働」に関する内容（環境教育やESD活動の推進）を新たな号で追加 ※現行の環境基本計画の対象の一つであり、重要な事項であるが、条文からは抜けているため <p>○時代の潮流を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境」には“生物多様性の活用”、 「循環型社会」には“プラスチックごみ”、 「脱炭素」には“気候変動影響への適応”などの文言を加えて書き換え

11

「環境基本条例」相当規定の独立

○ 岡山市環境保全条例

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）

第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条）

第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条）

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 地球環境の保全（第27条－第28条）

第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条）

第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条）

第4章 環境の保全に関する審議会

第5章 雜則（第53条－第57条）

第6章 罰則（第58条－第68条）

附則

○ (仮称) 岡山市環境基本条例

▶ 前文

第1章 総則

▶ 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針

第2節 総合的推進のための施策

第3節 効果的推進のための施策

第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

▶ 第5節 地球環境保全

▶ 第3章 環境の保全に関する審議会

附則

12

今後のスケジュール（案）



□ 岡山市環境総合審議会 委員名簿

(令和6年10月25日時点)

氏名	所属	備考
逢澤 寛人	岡山商工会議所食料・エネルギー委員会 委員長	
赤井 藤子	おかやまエコマインドネットワーク	
池本 茂豊	岡山県自然保護センター 副所長	
氏原 岳人	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授	
尾形 義則	中国電力ネットワーク（株） 岡山ネットワークセンター 副所長	
小野 尚美	中国学園大学 教授	
片岡 八重子	株式会社ココロエ一級建築士事務所 社長	
黒住 周一	NPO 法人おかやまエネルギーの未来を考える会	
杉山 裕子	岡山理科大学理学部基礎理学科 教授	
妹尾 桂名	環境カウンセラーズおかやま	
妹尾 安裕	岡山県環境保健センター 所長	副会長
田代 淩貴	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 准教授	
児子 薫	岡山市連合町内会 理事	
原 明子	ESD コーディネーター	
平松 泰江	岡山市連合婦人会 副会長	
藤原 健史	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授	会長
吉田 光宏	公益財団法人岡山県環境保全事業団 理事長	

(五十音順)